



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 特種東海ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 三澤 清利
(コード番号 3708 東証第一部)
問合せ先 総務人事室長 大島 一宏
(03) 3273 8281

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、当社を存続会社とする簡易合併の手続きにより、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の完全子会社である東海パルプ(株)及び特種製紙(株)を消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を予定しており、平成 21 年 5 月 26 日に合併に係る覚書の締結を行いました。本件吸収合併により、当社は平成 22 年 4 月 1 日の効力発生日をもって、東海パルプ(株)及び特種製紙(株)の事業を承継し直接事業を行うことになることから、当社事業目的について所要の変更を行うとともに、今後の取締役任用を機動的に行うことを可能にするため、現行定款第 20 条に定める取締役の員数を 10 名以内から 15 名以内に変更するものであります(変更案第 2 条及び同第 19 条)。

なお、変更案第 2 条及び同第 19 条の変更につきましては、本件吸収合併の効力が発生することを条件として、平成 22 年 4 月 1 日付けをもって効力が生じるものといたします。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

監査役会機能強化のため、常任監査役の選定を可能にするため、所用の変更行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 23 日(予定)

以上

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>__紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</p> <p>__合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</p> <p>__化学工業品の製造、加工および売買</p> <p>__前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</p> <p>__木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</p> <p>__各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</p> <p>__発電ならびに電力販売</p> <p>__不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</p> <p>__製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</p> <p>__土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</p> <p>__体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</p> <p>__旅館および食堂の経営</p> <p>__産業廃棄物の収集、運搬、処理</p> <p><u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</u></p> <p><u>(3) 前各項に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) 紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(2) 合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(3) 化学工業品の製造、加工および売買</u></p> <p><u>(4) 前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</u></p> <p><u>(5) 木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</u></p> <p><u>(6) 各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</u></p> <p><u>(7) 発電ならびに電力販売</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</u></p> <p><u>(9) 製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</u></p> <p><u>(10) 土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</u></p> <p><u>(11) 体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</u></p> <p><u>(12) 旅館および食堂の経営</u></p> <p><u>(13) 産業廃棄物の収集、運搬、処理</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(14) 前各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p><u>(15) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</u></p> <p><u>(16) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第21条～第33条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第35条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第20条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定するほか、<u>監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>第34条～第45条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第 8 章 附則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第47条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成20年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> <p><u>第 3 条 本則第 2 条(目的)および同第19条(員数)の変更は、平成22年4月1日をもって効力を生じるものとし、平成22年4月1日をもって本条を削除するものとする。</u></p>

以上